

東海市地域ねこ活動団体登録要領

(目的)

第1条 この要領は、市内に存する特定の飼い主がいない猫を飼養管理する活動を行う団体（以下「地域ねこ活動団体」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 地域ねこ 特定の飼い主がいない、市内に住み着いている猫のうち、その地域において、避妊又は去勢手術、えさやり、トイレの設置及び清掃等が実施され、適切に管理されている猫
- (2) 地域ねこ活動 前号に規定する地域ねこを愛知県が発行している「所有者のいないねこの適正管理マニュアル」に基づき、市内において適切に管理していく活動
- (3) 地域ねこ活動団体 市民を含む3人以上の構成員から成り、前号に規定する地域ねこ活動を目的とし、活動する地域の住民等の了承を得て活動を行う団体
(地域ねこ活動団体の登録)

第3条 地域ねこ活動団体として、登録を受けようとする団体は、東海市地域ねこ活動団体登録申請書（様式1）に当該団体の規約及びその他市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、登録の可否について、東海市地域ねこ活動団体登録承認通知書（様式2）又は東海市地域ねこ活動団体登録不承認通知書（様式3）により、その旨を申請者に通知するものとする。

(地域ねこ活動団体の登録事項の変更)

第4条 地域ねこ活動団体として登録の承認を受けた団体（以下「登録団体」という。）は、次の各号に掲げる事項に変更があったときは、東海市地域ねこ活動団体登録事項変更届出書（様式4）を、市長に提出しなければならない。

- (1) 地域ねこ活動団体の代表者の氏名及び住所
- (2) 団体名

(3) 活動の地域

(4) 団体構成員の人数及び氏名

2 次に掲げる変更を行うときは、それぞれ次の書類を提出しなければならない。

(1) 前項第3号に係る変更 変更後の活動の地域の様子がわかる地図

(新たに追加する地域は、えさやり場及びトイレの位置を図示したもの。)

(2) 前項第4号に係る変更 変更後の構成員名簿

(活動報告)

第5条 登録団体は、毎月、東海市地域ねこ活動団体活動報告書(様式5)に次に掲げる書類を添付して翌月の10日までに提出しなければならない。

(1) 管理している猫の一覧表

(2) 避妊手術又は去勢手術をしたことを証明できる写真

(地域ねこ活動登録団体の廃止)

第6条 登録団体が、活動を終了するときは、東海市地域ねこ活動団体登録廃止届出書(様式6)を、市長に提出しなければならない。

(地域ねこ活動団体登録の取り消し)

第7条 市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を取り消し、東海市地域ねこ活動団体登録取消通知書(様式7)により、その旨を申請者に通知するものとする。

(1) 登録団体の活動が、地域ねこ活動に該当しないとき。

(2) 登録団体の登録事項の内容が実態と著しく異なっているとき。

(3) その他市長が不相当と認めるとき。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。